

西地区漁港海岸整備計画

概要版



平成29年(2017年)3月

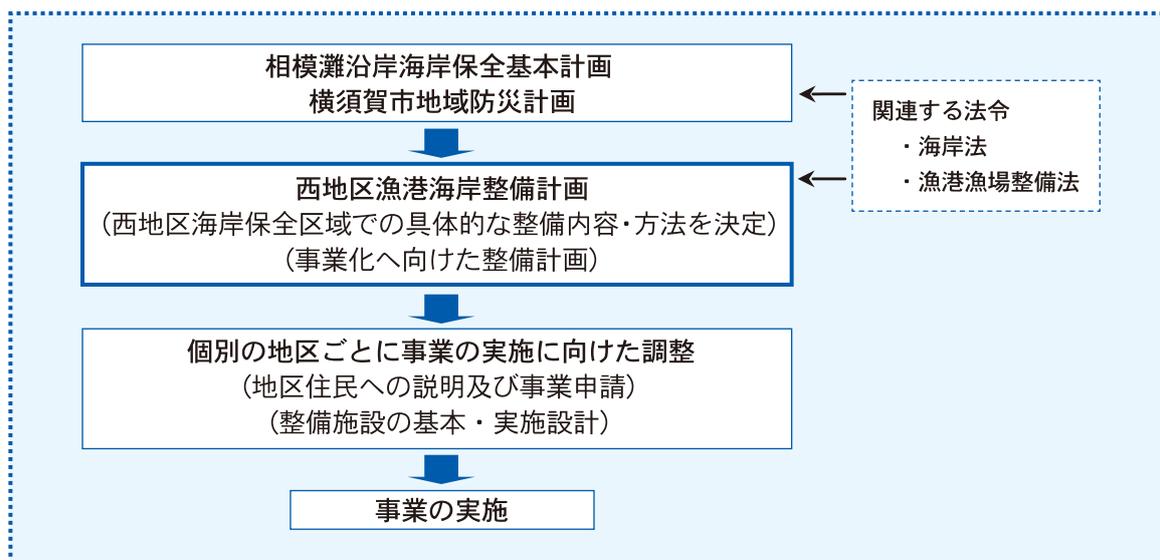
横須賀市

1 計画策定の目的

想定される津波、台風時の高波浪や高潮に対して、横須賀市の西地区海岸を対象とした防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下、「県基本計画」という。）及び横須賀市漁港整備方針に基づき、西地区漁港海岸整備計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 整備計画の位置付け

県基本計画及び横須賀市地域防災計画を上位計画とし、漁港海岸整備の事業化へ向けた計画として位置付けています。



3 整備方針

- ① 県基本計画の防護水準の考え方に基づく整備
- ② 地域や地区の特性を踏まえた整備

- ア 防護水準の考え方は、県基本計画に基づくが、海岸保全施設の天端高は西地区海岸で一律とせず、**ゾーニングを行った地区ごとに設定**
- イ L1津波（発生頻度の高い津波）に対しては、基本的に**ハード整備**とするが、海岸保全施設の規模、地域や地区の特性を踏まえて、**ソフト対策**も併せて検討
- ウ L2津波（最大クラスの津波）に対しては、基本的に避難を軸とした**ソフト対策**
- エ 高潮に対しては、基本的に**ハード整備**

【ハード整備】津波、高潮や波浪に対し、護岸や堤防などの構造物を整備することにより防護する対策方法であり、L2津波に対しても、津波浸水高の低減、津波到達時間遅延による避難時間の確保等の防災・減災効果に有効

【ソフト対策】ハザードマップの公表や避難場所・避難路の確保、防災訓練の実施などハード整備以外の方法で実施する防災・減災対策

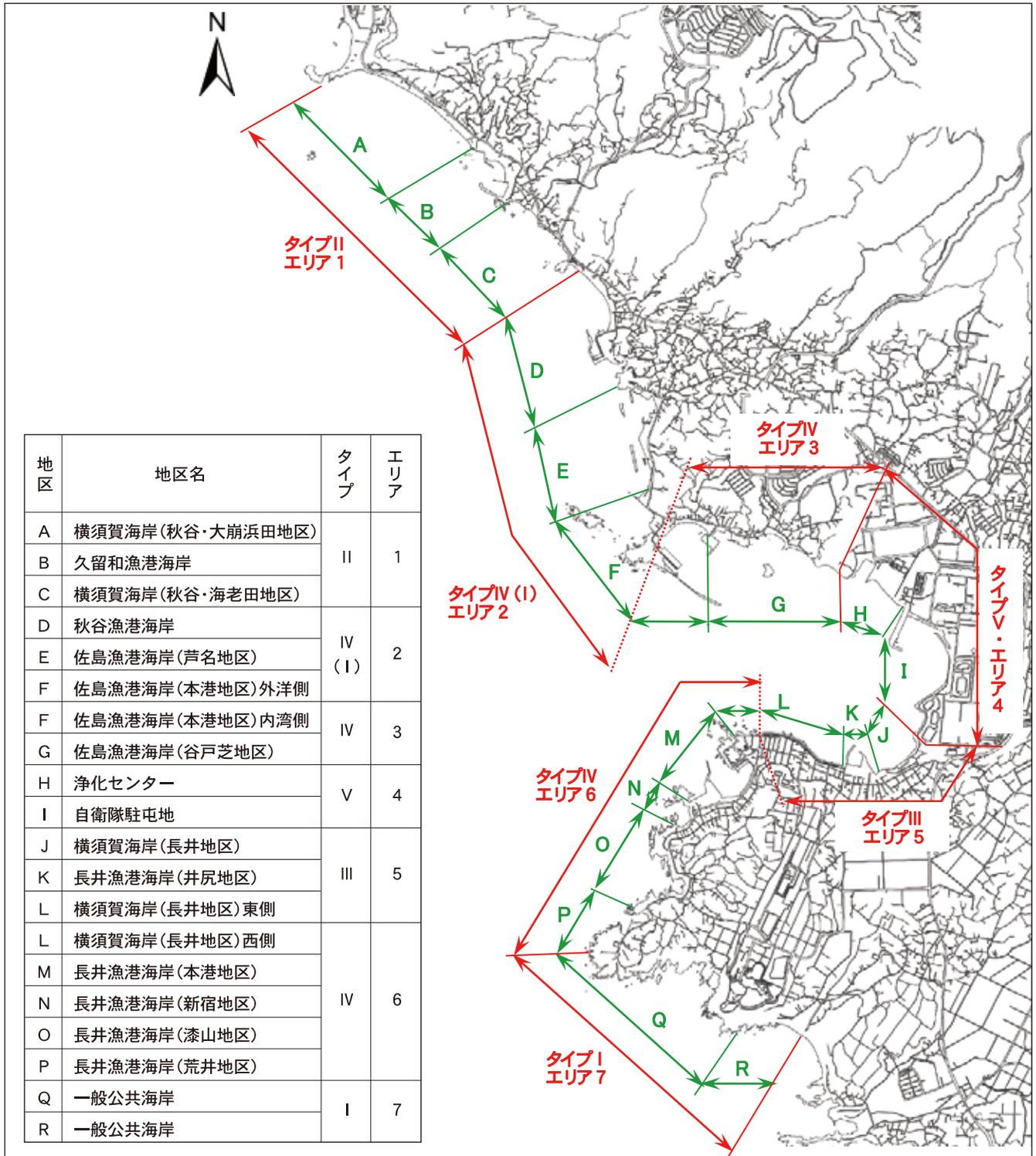
【L1津波】概ね数十年から百数十年に1回程度の頻度で発生し、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【L2津波】発生頻度が概ね数百年から千年に1回程度で極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

4 検討に当たっての地区区分

本計画を策定するに当たっては、西地区海岸を県基本計画における地域区分に沿ってA～Rの20地区に分類し、5つの検討（①海岸防護のあり方、②計画天端高の設定、③整備対象箇所の抽出、④対策方法、⑤整備優先度）を行いました。

なお、①及び②の検討結果については、地区の特性（防護、環境、利用）を踏まえた5つのタイプ分けと7つのエリアで整理しています。



検討地区範囲の区分図

5 海岸防護のあり方

20地区について、海岸法の三本柱である「防護、環境、利用」の観点から検討を行い、将来的な海岸防護のあり方（整備の方向性）を整備タイプごとに整理しました。

検討の結果、重点的に防護すべきタイプを「タイプⅢ」と「タイプⅣ」としました。

タイプⅠ

自然豊かな海岸環境を保全していきます。

かながわの景勝50選に選ばれている「荒崎」など海岸植生が豊かな岩礁帯と自然海浜で形成された地区となっています。

海岸背後に住宅は少なく、津波浸水も想定されない地区であるため、施設整備による防護よりも海岸環境を永続的に貴重な共有財産として保全・保護することを目標とします。

しかしながら、波浪等による侵食を受けないための管理が必要になります。



※該当エリア：2, 7

タイプⅡ

機能維持を図るための点検・維持管理を進めていきます。

長者ヶ崎から立石公園付近までは、海岸と背後の高台で形成され、海岸全体では砂浜が多く見られます。

護岸整備が進んでいることから、今後は防護水準を満足した安全な施設整備が望まれるものの、津波浸水の可能性は少ないと考えられます。

しかしながら、既存の海岸保全施設の定期的な点検等を行うことによって施設の機能維持を図っていく必要があります。



※該当エリア：1

タイプⅢ

防護を主とした整備を進めていきます。

小田和湾内の南側は、富浦公園や神奈川県管理の高潮堤防が整備されています。

全体的には護岸や堤防が整備されていますが、背後には住宅地が密集し、津波浸水も想定されることから、既存の護岸改良（嵩上げ）を主とした整備を早急に進めていく必要があります。



※該当エリア：5

タイプⅣ

防護と利用に配慮した整備を進めていきます。

佐島漁港及び長井漁港が位置する海岸線には、漁港背後に生活道路や住宅があるため、高潮被害や津波浸水が想定されます。

護岸や胸壁の整備が望まれますが、整備によって海岸利用などに支障をきたすことが想定されるため、生活道路の確保、景観、海岸利用に配慮した整備が必要になります。



※該当エリア：2, 3, 6

タイプⅤ

陸上自衛隊などの管理者による独自の対策を進めていきます。

海岸線には、陸上自衛隊武山駐屯地、本市西浄化センター、研究施設が立地し、津波浸水が想定される地区ですが、管理者が陸上自衛隊などであることから、県基本計画において計画の対象外であり、また、海岸保全区域にも指定されていません。

これらの海岸においては、各管理者による独自の対策が必要となります。



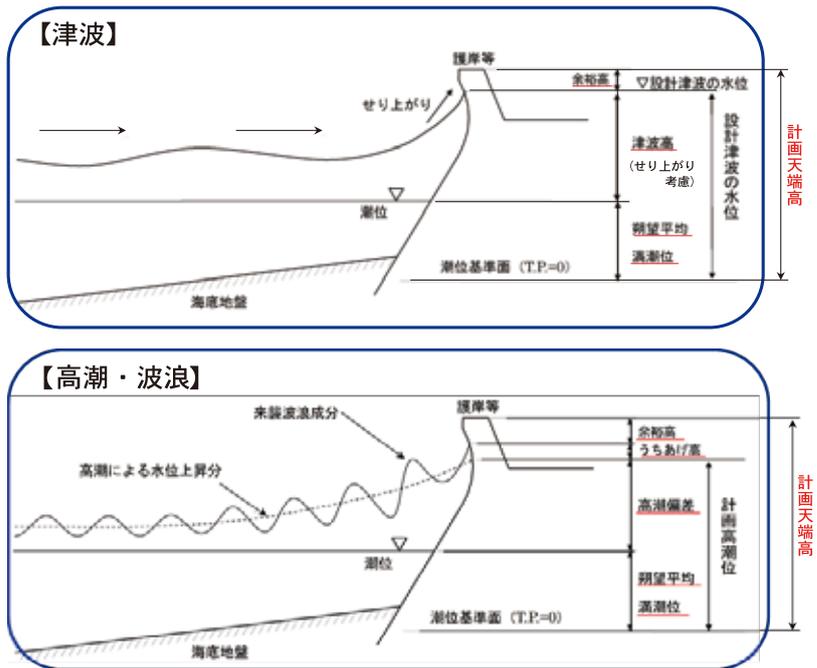
※該当エリア：4

6 計画天端高の設定

西地区海岸の目指すべき計画天端高は、県基本計画において、一律T.P.+6.0mとされていますが、今後の整備に当たっては、各地区の津波や高潮における必要高を基に海岸線の向きなどを考慮し、エリアごとに計画天端高の設定を行いました。

この考え方にに基づき、検討した西地区海岸の計画天端高はT.P.+3.0～+6.0mとなりました。

また、エリア2及びエリア6では、場所により最大津波高に大きな差があるため、整備の際には改めて部分的に計画天端高を設定する必要があると考えられます。



$$\text{計画天端高 (津波)} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高 (せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

$$\text{計画天端高 (高潮・波浪)} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

朔望平均満潮位：大潮の日を含めた5日以内に現れる各月の最高潮位を平均したもの

高潮偏差：台風などで生じる気象潮と天文潮の差

余裕高：堤防等の天端高設定において、若干の不可実性を考慮して設定する高さ

T.P.：東京湾における平均水面

7 整備対象箇所の抽出

必要天端高の確保状況や津波浸水予測、高潮被害状況、地区の特性や課題を踏まえ、「4つの視点」から整備対象箇所を抽出しました。

【4つの視点】

視点1：最大津波高（L1津波）及び最大高潮高に対する必要高さの確保状況

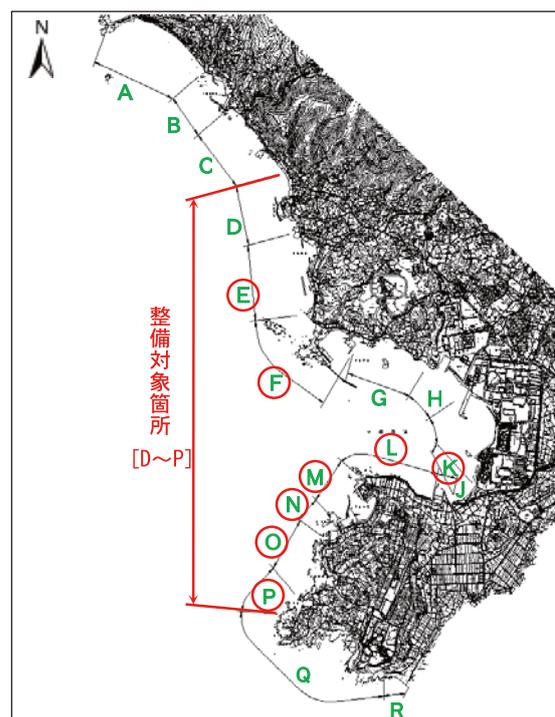
視点2：対象津波（L1津波）の浸水予測図による浸水の有無

視点3：近年の高潮被害の有無

視点4：想定される被害や背後地の利用状況等

【結果】

整備対象箇所として「D～P地区」が抽出されましたが、その中でも整備の必要性が高い地区は「E、F、K、L、M、N、O、P」の8地区となりました。



8 対策方法

海岸保全の対策方法としては、津波や波浪・高潮から堤防や護岸などの構造物により背後地を防護する「ハード整備」と災害に対する啓発活動・避難などの「ソフト対策」があります。

本計画では、直接的に津波や高潮から背後地を防護するための構造物による整備ではなく、迅速な避難を行うための避難路の整備、二次災害を防止するための漂流物防止柵などの整備を行うものについては、「ハード整備（間接的整備）」として整理しています。

ハード整備		ソフト対策
(直接的整備) (構造物による直接防護)	(間接的整備) (避難補助・二次災害防止)	① 災害に対する啓発活動 ア 災害に対する教育 イ 避難訓練 ウ ハザードマップの作成など
① 堤防 ② 護岸、胸壁 ③ 津波防波堤 ④ 防潮水門、陸閘	① 避難路の整備 (アクセス階段) ② 漂流物防止柵 ③ 津波避難タワー ④ 人工地盤	② 注意看板や情報伝達施設の整備 ③ 監視カメラ

本計画では、ハード整備を行う上で想定される課題と想定される整備について検討を行い、対策方法については、以下の考え方を基本として地区ごとに整備する施設を検討していきます。

ハード整備 「直接的整備」は、胸壁の新設や護岸の改良が中心であり、「間接的整備」は、アクセス性に配慮した陸閘や階段の設置を検討するなど、目的や効果を踏まえて必要に応じて実施していきます。

ソフト対策 横須賀市地域防災計画に基づき、避難に対する啓発活動を中心に引き続き対策を実施していきます。

【ハード整備（直接的整備）事例】



胸壁（横須賀市 長井漁港 [本港地区]）



護岸（横須賀市 富浦公園）

【ハード整備（間接的整備）事例】



避難路の整備（横須賀市内）

【ソフト対策事例】



ハザードマップ（横須賀市）

9 整備優先度

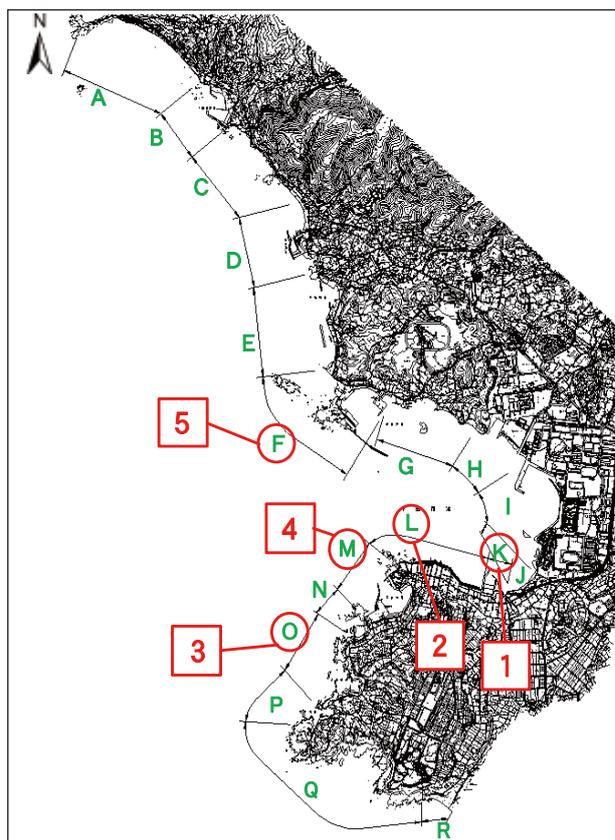
実際の整備に当たっては、地区によって想定される津波や高潮の被害状況や地区特性（防護、環境、利用）が異なることから、以下の「5つの評価項目」を設定し、重要性や緊急性を考慮しながら整備優先度を検討しました。

【評価項目】

- ①津波被害（土地の条件、被害の予測）
- ②高潮被害（土地の条件、被害の程度）
- ③避難環境（避難場所の有無）
- ④浸水域内の状況（住宅地や重要施設等の有無、二次被害の危険性）
- ⑤施設整備の施工性（用地の確保、施工難易度、協議先の有無）

【上位5地区】

優先順位	地区名	地区
1	長井漁港海岸（井尻地区）	K
2	横須賀海岸（長井地区）	L
3	長井漁港海岸（漆山地区）	O
4	長井漁港海岸（本港地区）	M
5	佐島漁港海岸（本港地区）	F



10 今後の整備の進め方

今後の西地区海岸の整備については、本計画の考え方や検討結果に基づき、以下の点に留意しながら、順次、具体的な事業の実施に向けて取り組んでいく必要があります。

（1）海岸防護のあり方

「防護、環境、利用」の視点や地域特性を踏まえ設定した整備タイプによる「海岸防護のあり方」に基づき、整備を進めていきます。

（2）施設構造物等の総合的な視点

施設の天端高や構造などについては、地区ごとの調整をソフト対策の実施や浸水の危険性などを総合的に勘案して行います。

（3）整備の優先順序

西地区海岸全体を防護するためには多大な時間を要することが想定されるため、整備優先度の検討結果に基づいた整備を順次進め、減災に努めます。

（4）L2津波（最大クラスの津波）への対応

本計画ではL1津波を対象としていますが、減災の観点からハード整備はL2津波に対しても有効であり、粘り強い構造の検討などの取り組みを行っていきます。

（5）関連計画や社会情勢等の変化への対応

「県基本計画」や「横須賀市地域防災計画」などの関連計画の見直しや、社会情勢等の変化に対しては、必要に応じて対応していきます。

11 適切な事業実施に向けて

(1) 庁内関係部局との連携

本計画に基づく整備の推進に当たっては、庁内の関係部局との連携や協力、情報の提供・共有を図っていきます。

(2) 地区住民や関係者との調整

本計画に基づく事業の実施に当たっては、地区住民や関係者と十分な調整を図るとともに、実効性のある具体的な整備計画を作成します。

(3) 他事業と連携した総合的整備

漁港背後の整備に当たっては、漁港整備事業として整備された防波堤等の施設による多重防護の考え方^{*}に配慮し、安全性や経済性を踏まえた総合的な整備を行います。

(4) 財源の確保

整備を推進するためには一定の財源が必要となるため、本市の財政措置と併せて、国、県の補助事業などを積極的に活用するなど財源の確保に努めます。

(※) 多重防護の考え方

多重防護とは、漁港外側の防波堤整備と防潮堤（胸壁）整備を組み合わせる等の相乗効果で、津波浸水高や流速低下による施設等の被害低減、津波到達時間の遅延が期待でき、避難時間の確保など防災・減災の効果を指すものです。

西地区漁港海岸整備計画 概要版

平成 29 年（2017 年）3 月

横須賀市港湾部港湾企画課
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
電話：046-822-8438 FAX：046-826-3210
E-mail：pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 28 年横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[ランク A]のみを用いて作成しています。
この冊子は 300 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 324 円です。